

令和7年度小学校A I型ドリル導入公募型プロポーザル実施要領

1 物品の名称

令和7年度小学校A I型ドリル

2 趣旨

創造性を育む学びを実現する「G I G Aスクール構想」や学習の基盤となる資質・能力の一つとして情報活用能力が重要視されている学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校においてオンラインドリル教材等を活用した学習が進められている。

本業務は、本市における更なる学びの充実と学力向上を図るため、A I型ドリルを更新し、その活用に研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を行う。

3 業務の内容

別紙「令和7年度小学校A I型ドリル導入仕様書」のとおり

4 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

5 提案上限額 ￥5,500,000.-円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は単独企業とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 矢板市の入札参加資格を有すること。ただし、参加申請書提出日までに矢板市入札参加資格の取得が間に合わない場合は、令和7年5月16日までに矢板市財政課に申請を行い、令和7年5月30日までに入札参加資格を取得すること。
- (3) 矢板市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成21年6月8日制定）に規定する入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、矢板市入札参加資格再認定を受けていること。
- (5) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）規定する暴力団、若しくは役職員が暴力団等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

(6) 国税、地方税を滞納していないこと。

(7) A I 型ドリルを、過去に自治体を契約の相手方とした有償での契約実績を有すること。

7 公募型プロポーザルの日程

項 目	日 程
参加申請書提出期限	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）17時まで
質疑書提出期限	令和 7 年 5 月 1 5 日（木）17時まで
質疑回答	令和 7 年 5 月 1 6 日（金）までに回答
企画提案書提出期限	令和 7 年 5 月 2 2 日（木）12時まで
事前選考の実施（書類）	令和 7 年 5 月 2 6 日（月）
プレゼンテーション審査等	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）
結果通知	審査終了後 5 日以内

8 参加手続

(1) 参加書類

市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。

<https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/kyouikusoumu/>

	参加申込書	提案書
提出期限	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）	令和 7 年 5 月 2 2 日（木）
提出方法	電子メール「電子媒体（P D F 1 部）」	
提出場所	1 2 の問合せ先と同じ。	

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第 6 号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 1 5 日（木）17時まで（必着）

イ 提出先 1 2 の問合せ先と同じ。

ウ 提出方法

電子メールにて質疑書を送付し、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。参加者名称は、略称でも可とする。

件名：A I 型ドリル（参加者名称）

【例】株式会社△△△が質疑書を送付した場合⇒A I 型ドリル（株式会社△△△）

エ 質疑への回答

質疑への回答は、全参加申請事業者に、電子メールにて回答書を送付する。ただし、事業者選定の公平性を保てない質問には、回答しないことがある。

オ 質疑回答予定日

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）

(3) 提出資料部数 1 部

(4) 提出先 1 2 の問合せ先と同じ。

(5) 提出方法 電子メール「電子媒体（PDF 1 部）」※パスワード入力形式

(6) 参加辞退

参加表明後、辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式第 5 号）を提出すること。
なお、参加辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同じとする。

(7) 作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書表紙及び企画提案書

- ・ A 4 判縦型、A 4 判横型どちらも可。しかし、両面印刷したとき、ホチキス等で綴じれるようにすること。
- ・ 企画提案書の記述は、補足説明を要せずに理解できる内容とすること。
- ・ 企画提案書の記載内容は、審査評価基準の評価項目に準じて作成すること。なお、記載順等は問わない。
- ・ 企画提案書の記載内容は、本業務の実施義務を提案者が提示したものとする。
- ・ 企画提案書は 4 0 ページを越えないこと。ただし、表紙及び目次はページ数に含めない。
- ・ 電子メール「電子媒体（PDF 形式 1 部）」で提出すること。

※パスワード入力形式

- ・ 仕様書の記載内容以外に、業務目的達成に有効な方法がある場合は、積極的に提案をすること。
- ・ 提案見積額に含めていない有料オプションなど、別途費用が必要なものは企画提案書に記載しないこと。

イ 機能要件一覧表兼調査票

- ・ A 4 判縦型の両面印刷とし、各機能の対応状況について、「対応可」又は「対応不可」の別を回答すること。
- ・ 調査票の各機能のうち必須機能に「対応不可」が 1 つでもある場合は失格とする。
- ・ 調査票の各機能のうち任意機能に「対応可」の項目がある場合には、「審査評価基準」に記載する二次審査での内容評価で加点の対象となる。

ウ 提案見積書及び内訳書

- ・ 契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。
- ・ 提案見積額には、仕様書で市が負担する旨を特に定めた事項を除き、業務の履行に

当たって必要な一切の費用を含めること。

- ・ 提案見積書には、代表者印（電子捺印可）を押捺すること。

エ その他

- ・ 企画提案書等は 1 者につき 1 案のみ提出すること。
- ・ 提出後における企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- ・ 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。また、提出された企画提案書（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、契約候補者の選定以外に事業者が無断で使用しないものとする。

9 審査方法等

(1) 審査委員会

審査は、「小中学校 A I 型ドリル導入公募型プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 評価基準

別表「小学校 A I 型ドリル導入審査評価基準」のとおり

(3) 評価方法

ア 一次審査（書類審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び評価基準による書類審査を行う。
- (イ) 審査項目は、評価基準のうち価格を除く提案内容のみとし、配点は審査委員一人当たり 75 点とする。
- (ウ) 一次審査の点数は、二次審査には持ち越さない。
- (エ) 一次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数の上位 5 者を対象に企画提案に係る二次審査（プレゼンテーション）を行う。企画提案書等の提出者が 5 者以内の場合は、参加資格の確認のみ行う。
- (オ) 一次審査の結果は、令和 7 年 5 月 28 日（水）までに、電子メール等により別途連絡する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査及び価格審査）

- (ア) 評価基準により内容評価及び価格評価を行う。
- (イ) 配点は、審査委員一人当たり内容評価が 75 点、価格評価が 25 点、計 100 点とする。
- (ウ) 内容評価は、企画提案書及びプレゼンテーションにより評価する。
- (エ) 価格評価は以下の式により求める。
$$\{ (\text{提案上限額} - \text{提案見積額}) / (\text{提案上限額} - \text{算定基準額}) \} \times \text{配点} (25 \text{ 点})$$
- (オ) 算定基準額は、本市教育総務課が設定した額とし、提案見積額が算定基準額を下回る場合（式の計算結果が 25 点を超える場合）でも、価格評価は満点（25 点）が付与されるものとする。

(カ) (ウ) 及び (エ) の合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、内容評価の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

(キ) 企画提案者が 1 者の場合、二次審査において各審査員の評価点の平均点が最低評価基準（60 点）を超えていれば契約候補者として選定する。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）の概要

ア 開催日時 令和 7 年 5 月 30 日（金）午前 9 時から（予定）

※詳細は電子メールにて個別に連絡する。

イ 開催場所 矢板市生涯学習館 研修室 1

ウ 実施方法 開催場所にてプレゼンテーションを実施する。

エ 時 間 提案者毎の時間は、10 分（中学校 A I 型ドリルもプレゼンテーションする場合は 20 分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

オ 参加人数 参加人数は 4 人以内とし、本業務の主担当予定者は必ず出席すること。

カ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、事前に事務局によるくじ引きで決める。
- ・プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。
- ・企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
- ・追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。
- ・プレゼンテーションにおいては、事務局で用意する大型提示装置（75 型モニター）、HDMI ケーブル、延長コードを使用することができる。
- ・ノートパソコン等については、当日持参すること。

(5) 結果通知

結果は、5 日以内に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

10 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容に基づき、提案見積額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。

協議の結果、契約に至らなかったときは、二次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

11 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

- (2)企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3)提出された資料は返却しない。
- (4)審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (5)本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

1 2 問合せ先

〒329-2165

矢板市矢板106番地2 矢板市生涯学習館内

矢板市教育委員会事務局 教育部 教育総務課

担 当 樋山、町井

電 話 0287-43-6217

メール kyouiku@city.yaita.tochigi.jp